平成29年度農業関連税制改正等に関する要望

北海道の農業は、安全な農畜産物の安定供給をはじめ、地域経済の維持や国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、わが国経済の発展と社会の安定に寄与しています。 農業・農村等を取り巻く厳しい環境の中で、引き続き北海道の農業・農村の持続的発展を期するため、平成29年度の税制改正に当たり下記の事項を要望いたします。

記

I. 農業等に関連する税制改正の要望事項

≪28 年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続など≫

- 1. 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、制度を改善した上で継続すること。(所得税、法人税)
 - (1). 収支計算(白色申告)申告者を対象とすること。
 - (2). 準備金の使途対象に高額な中古農機具などを認めること。
 - (3). 農地保有合理化促進事業で農地を取得(最長 10 年貸付後) する場合は、積立期間を 10 年に延長すること。
- 2. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を継続すること。(所得税、法人税)
- 3. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特例措置を継続すること。(所得税、法人税)
- 4. 特定地域における工業用機械等の特別償却を継続すること。(所得税、法人税)
- 5. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特例措置を継続すること。(所得税、法人税)
- 6. 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例を継続すること。(所得税、法人税)
- 7. 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率に関する特定措置を継続すること。(登録免許税)
- 8. 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域にある農地に係る特例措置を 継続すること。(不動産取得税)
- 9. 農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例を継続すること。(不動産取得税)

≪平成29年度税制改正における制度の新設≫

- 1. 酪農・畜産や野菜・果樹などの認定農業者に対し、農業経営基盤強化準備金制度に準ずる準備金制度を創設すること。
- 2. 認定農業者の青色申告特別控除額(現行 10 万円を 30 万円、同 65 万円を 130 万円) を引上げること。
- 3. 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額を大幅に引き上げ(現行 800 万円と1,500万円を一律3,000万円)ること。
- 4. 担い手 (認定農業者など) への農地利用集積に対し、不動産取得税、固定資産 税の減免などの支援措置を講ずること。
- 5. 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げる など、農業者が活用できる制度に改善すること。
- 6. 農業用トラクターや動力源等に供する軽油の引取に係る課税の特例(免税軽油 制度)を恒久化すること。
- 7. 揮発油税及び地方揮発油税 (現行 53.8 円/Q) の暫定税率を元に戻すとともに、 農業用で使用するガソリンについて免税措置を講ずること。
- 8. 使用地域や期間が限られ走行距離数も短い農業用に使用する自家用貨物自動車について、自動車重量税の軽減措置を講ずること。

Ⅱ. 消費税率再引上げ及び軽減税率の導入反対など

- 1. 消費税率8%引上げに伴う農産物等における適正な転嫁対策を強化するとともに、価格表示は品代と消費税額が明確に区分される方法を恒久化すること。
- 2. 消費税率10%への再引上げ及び食料品等に対する軽減税率の導入については断じて行わないこと。

以上

2016(平成28)年8月 日

北海道農民連盟 委員長 石川 純雄